# 【様式１９】

文書番号

【課題管理番号】

平成　　年　　月　　日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

理事長　末松　誠　殿

（代表者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所  機関名 | ：  ： |  | |
| 役職 | ： |  | |
| 氏　名 | ： |  | 印 |

**平成○年度○○○○事業補助金収益状況報告書**

医療研究開発推進事業費補助金取扱要領第３１条の規定により、下記のとおり提出します。

記

１．補助事業課題名

２．補助事業の開始及び終了年月日　　自　平成　年　月　日　　至　平成　年　月　日

３．事業化実施の有無（既に実施しているか否かを記述）及び、事業化実績報告書（別紙）

４．製品の名称、販売価格、販売数量及び販売期間（３．で既に実施している場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 製品の名称 | 販売価格 | 販売数量 | 販売期間 |
|  |  |  |  |

５．事業化で収益を上げるまでの課題と、解決に向けた日程（３．で既に実施している場合）

６．事業化計画（３．で未実施の場合）

　　（事業化の日程、事業化における課題、販売計画、予定製品名等）

別紙

**事業化実績報告書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①補助金  確 定 額  （円） | ②補助事業に係る　本 年 度  収益額（円） | ③控除額（円） | ④補助事業に係る支出額 （円） | ⑤基 準  納付額（円） | ⑥前年度までの国への累積納付額 （円） | ⑦本年度納付額 　（円） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

１．「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額をいう。

２．「控除額」とは、補助事業に係る支出額のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額の５分の１をいう。

３．「補助事業に係る支出額」とは補助事業が完了した年度までに補助対象費用として支出された全ての経費をいう。

４．「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「補助金確定額」を乗じ、「補助事業に係る支出額」で除した額をいう。

５．「前年度までの国への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

６．「本年度納付額」とは、基準納付額が補助金確定額の５分の１より大きく、累積納付額と補助金確定額の５分の１の合計が補助金確定額より大きい場合、補助金確定額と累積納付額の差額が本年度納付額となる。

●基準納付額が補助金確定額の５分の１より大きく、累積納付額と補助金確定額の５分の１の合計が補助金確定額より小さい場合、補助金確定額の５分の１が本年度納付額となる。

●基準納付額が補助金確定額の５分の１より小さく、累積納付額と基準納付額の合計が補助金確定額より大きい場合、補助金確定額と累積納付額の差額が本年度納付額となる。

●基準納付額が補助金確定額の５分の１より小さく、累積納付額と基準納付額の合計が補助金確定額より小さい場合、基準納付額が本年度納付額となる。

７．その他、補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

計算式

⑤基準納付額　＝　（②補助事業に係る本年度収益額　－　③控除額）

　　　　　　　　　　　×　①補助金確定額　÷　④補助事業に係る支出額

　　　　　　　　　　　－　⑥前年度までの国への累積納付額

パターンA

⑤基準納付額　≧　①補助金確定額／５

かつ

⑥前年度までの国への累積納付額　＋　①補助金確定額／５　≧　①補助金確定額

ならば

⑦本年度納付額　＝　①補助金確定額　－　⑥前年度までの国への累積納付額

パターンB

⑤基準納付額　≧　①補助金確定額／５

かつ

⑥前年度までの国への累積納付額　＋　①補助金確定額／５　≦　①補助金確定額　ならば

⑦本年度納付額　＝　①補助金確定額／５

パターンC

⑤基準納付額　≦　①補助金確定額／５

かつ

⑥前年度までの国への累積納付額　＋　⑤基準納付額　≧　①補助金確定額

ならば

⑦本年度納付額　＝　①補助金確定額　－　⑥前年度までの国への累積納付額

パターンD

⑤基準納付額　≦　①補助金確定額／５

かつ

⑥前年度までの国への累積納付額　＋　⑤基準納付額　≦　①補助金確定額

ならば

⑦本年度納付額　＝　⑤基準納付額